

# 経済産業省

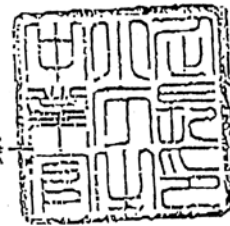
平成 20・10・29 中庁第 1 号

平成 20 年 10 月 29 日

社団法人全国信用保証協会連合会

会長 横山 洋吉 殿

中小企業庁長官 長谷川 榮



「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の開始に係る対応について

政府は、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（以下、「緊急保証制度」という）を10月31日付けで開始し、中小・小規模企業の資金繰り対策に万全を期すこととしております。

信用保証協会におかれましては、日頃より、中小・小規模企業に対するきめ細かい配慮が行われているものと承知しておりますが、今般の緊急保証制度は、現下の厳しい経済環境の中で4,000億円の予算措置を講じて特別に6兆円規模の保証を実施するものであるとの趣旨を十分に踏まえ、効果的な運用となるよう、改めて下記の点に努めることを貴連合会傘下の信用保証協会に周知徹底いただくよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

(1) 緊急保証制度の実施に際しては、窓口における親身な対応や迅速な保証手続きに努めるとともに、保証審査に際しては、形式的な事象のみ

で判断するのではなく、【別紙】の具体例にあるような、中小・小規模企業の経営実態や特性を十分に踏まえた上で、債務の償還可能性を判断し、保証判断を行うこと。緊急保証制度以外の保証についても、従前同様に個別企業の実情に応じた十分な対応を行うこと。

(2) 緊急保証制度は、現下の厳しい経済環境の中で、中小・小規模企業の資金繰りを支援することを目的としていることから、禁止されている旧債振替について代位弁済を行わないのはもちろんのこと、保証付貸出金以外も含めて中小・小規模企業への資金供給が円滑に行われるよう、地域の金融機関と十分な連携を図ること。また、詐欺行為など不正事案の防止について、改めて万全の対応をとること。

(3) 新規の保証のみならず、既往の保証付貸出金の返済緩和や一本化への協力など、できる限り個別企業の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

(4) 金融面からの支援に留まらず、経営支援や財務アドバイスの知識・経験も存分に活用し、万全の態勢で中小・小規模企業の経営支援に臨むこと。

(具体例)

- 複数の決算期に亘って赤字となっているが、赤字幅が低水準で安定しており、経営者・取引先等からの継続的な支援が行われている場合。
  
- 表面上は債務超過となっているが、実質的には資本とみなし得る経営者からの借入金を勘案すると、資産超過となっている場合。
  
- 原材料仕入価格等の急増を受けて利幅が縮小しているが、売上が伸びており、通常時よりも多くの運転資金を必要としている場合。
  
- 過大な在庫を抱えており資金繰りが難しくなっているが、当該在庫を数年程度で処分できる見込みが相応に存在する場合。
  
- 足元の売上は縮小傾向にあるが、開発したばかりの新製品に関する取引先による評価が高く、今後の財務内容の好転が十分に見込まれる場合。